

平成27年度当初予算

一般会計予算

(教育費)

(単位：千円)

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		事業名
				区分	金額	
1 教育委員会 費	2,750	2,780	△ 30	1 報酬	2,114	委員会運営費
				8 報償費	40	
				9 旅費	108	
				10 交際費	100	
				11 需用費	30	
				14 使用料及び 賃借料	38	
				19 負担金補助 及び交付金	320	
計						
2 事務局費	318,331	317,764	567	1 報酬	1,835	職員費
				2 給料	119,183	事務局運営費
				3 職員手当等	101,841	
				4 共済費	68,698	
				7 賃金	31,373	
				8 報償費	67	
				9 旅費	1,913	
				11 需用費	2,300	
				12 役務費	148	
				13 委託料	249	
				14 使用料及び 賃借料	560	
				19 負担金補助 及び交付金	158	
				計		
3 教育指導費	442,227	304,639	137,588	1 報酬	122,241	通学区域審議会運 営費
				4 共済費	15,344	
				7 賃金	55,431	障害児就学指導委 員会運営費
				8 報償費	9,422	展覧会等開催費
				9 旅費	10,863	
				11 需用費	5,449	教育研究活動推進 費
				12 役務費	3,515	

金額	左の財源内訳			説明
	特定財源		一般財源	
	国庫支出金	その他		
2,750			2,750	◆教育委員会運営費 2,750
2,750	0	0	2,750	
269,033			269,033	◆一般職員費(事務局費) 269,033
49,298			49,298	◆教育委員会事務局運営費 49,298
				教育委員会広報紙作成費 951
318,331	0	0	318,331	
144			144	◆通学区域管理事務局費 144
353			353	◆障害児就学指導委員会運営費 353
431			431	◆青少年美術展覧会開催費 398
				◆科学発表展覧会開催費 33
12,679	1,500		11,179	◆教育研究推進費 1,500
				道徳教育総合支援事業費 1,500

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		事業名
				区 分	金 額	
				13 委託料	41,383	
				14 使用料及び賃借料	140,723	教職員研修費
				18 備品購入費	25,043	生徒指導推進費
				19 負担金補助及び交付金	12,813	
						体験学習推進費
						管理運営指導費
						地域協働合校推進費
						学力向上推進費

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 庫 支 出 金	そ の 他		
				◆子ども読書活動推進費 11,179
192			192	◆教職員研修費 192
38,606	県	210	38,396	◆中学校生徒指導主事活動推進費 34,508
				◆生徒指導推進事務費 1,256
				いじめ防止対策推進費 1,215
				◆学校支援対策推進費 2,842
				スクーリング・ケアサポーター派遣費 427
				いじめ防止対策推進費 1,411
3,485	県	3,485		◆体験実践活動推進費 3,485
				中学生チャレンジウィーク事業費 1,020
18,292	県	19	18,273	◆学校運営支援費 2,289
				◆特別支援教育推進費 15,614
				「ことばの教室」運営費 13,328
				中学校通級指導教室開設費 1,358
				◆外国人児童生徒教育支援費 389
7,746	県	3,010	繰 175	4,561 ◆地域協働合校推進費 7,746
183,500			諸 2,500	181,000 ◆学力向上重点事業推進費 28,763
				小学校外国語指導助手配置費 5,523
				中学校外国語指導助手配置費 9,768
				検定事業推進費 9,392
				子どもの思考力育成費 3,576
				◆学びの教室開催費 6,880
				◆学校改革推進費 2,801
				◆学校教育支援教員配置費 63,540
				◆小学校少人数学級編制費 4,201
				◆教科担任制加配教員配置費 18,092
				◆大規模中学校加配教員配置費 2,424

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		事 業 名
				区 分	金 額	
						学事管理運営費
						教育情報化推進費
						計
4 同和教育指 導費	188,114	224,845	△ 36,731	2 給料	75,164	職員費
				3 職員手当等	82,540	同和教育振興費
				4 共済費	21,196	同和教育指導推進 費
				8 報償費	4,416	
				9 旅費	98	
				11 需用費	551	
				13 委託料	600	
				15 工事請負費	3,021	
				19 食料金補助 及び交付金	528	
						計
5 教育研究所 費	31,520	86,723	△ 55,203	1 報酬	18,213	教育研究所運営費
				4 共済費	2,930	
				8 報償費	270	
				9 旅費	823	
				11 需用費	3,301	
				12 役務費	203	
				13 委託料	5,145	
				14 使用料及び 賃借料	575	

金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源		
	国 庫 支 出 金	そ の 他			
13,035	県	32		13,003	◆学校すこやかサポート支援員配置費 56,809
163,764	国	4,000	繰	10,175	149,589 ◆中学校文化部活動推進費 630
					◆学事管理事務費 9,217
					◆学校基本図書費 32
					◆児童通学支援費 3,156
					◆学校ICT推進費 141,985
					遠隔授業システム導入費 4,000
					◆校務情報化推進費 21,779
442,227		12,256		12,850	417,121
178,900	県	4,053			174,847 ◆一般職員費(同和教育指導費) 178,900
504					504 ◆修学援助資金給付費 504
8,710	県	600			8,110 ◆高校生等人権教育活動費 336
					◆自主活動学級開設費 4,356
					◆同和教育指導推進事務費 3,408
					◆人権教育推進費 600
188,114		4,653		0	183,461
31,520			使 諸	8 1,071	30,441 ◆講座開設費 253
					◆教育調査研究費 220
					◆教育研究所運営事務費 14,268
					◆やまびこ教育相談室運営費 6,104
					◆学校問題サポートチーム運営費 2,200
					◆スキルアップアドバイザー配置費 8,475

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		事業名
				区 分	金 額	
				18 備品購入費	48	計
				19 負担金補助 及び交付金	12	
計	982,942	936,751	46,191			

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

1 学校管理費	597,504	333,494	264,010	8 報償費	115	小学校管理運営費
				9 旅費	6	
				11 需用費	172,077	
				12 役務費	13,775	
				13 委託料	43,508	
				14 使用料及び 賃借料	80,146	
				15 工事請負費	272,674	
				18 備品購入費	16,186	
				19 負担金補助 及び交付金	18	
				計		
2 教育振興費	74,297	105,884	△ 31,587	11 需用費	9,279	小学校教材設備充 実費
				14 使用料及び 賃借料	1,690	
				18 備品購入費	24,233	
				20 扶助費	39,095	
				計		
3 学校建設費	3,724,328	1,589,716	2,134,612	1 報酬	494	小学校建設事業費
				8 報償費	250	
				9 旅費	89	
				11 需用費	9,323	
				12 役務費	1,090	
				計		

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 庫 支 出 金	そ の 他		
31,520	0	1,079	30,441	
982,942	16,909	13,929	952,104	

74,878		諸	1	74,877	◆小学校管理運営費	74,878
522,626	国	諸	143	260,031	◆小学校施設維持管理費	522,626
		債	165,000		小学校非構造部材改修費	274,208
597,504	97,452		165,144	334,908		
33,512		繰	1,858	31,654	◆小学校教育教材整備費	33,512
					義務教育教材整備費	26,512
					図書整備費	7,000
40,785	国			38,536	◆児童就学援助費	34,687
	県				◆小学校特別支援教育就学奨励費	6,098
74,297	2,249		1,858	70,190		
3,724,328	国	繰	608,000	212,737	◆小学校大規模改造費	334,923
		諸	141		小学校大規模改造費	334,785
		債	2,167,900		◆小学校校舎等整備費	3,389,405
					志津南小学校校舎増築費	215,629
					(仮称) 老上第二小学校建設事業費	3,173,776

教育費

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

目	本年度額	前年度額	比較	節		事業名
				区分	金額	
				13 委託料	74,089	
				14 使用料及び賃借料	482	
				15 工事請負費	3,515,684	
				18 備品購入費	121,666	
				19 負担金補助及び交付金	1,161	
計	4,396,129	2,029,094	2,367,035			計

金額	左の財源内訳			説明
	特定財源		一般財源	
	国庫支出金	その他		
3,724,328	737,550	2,774,041	212,737	
4,396,129	837,251	608,143	617,835	

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

1 学校管理費	459,458	138,334	321,124	2 給料	8,918	職員費
				3 職員手当等	4,795	中学校管理運営費
				4 共済費	2,337	中学校施設維持管理費
				8 報償費	100	
				11 備用費	80,787	
				12 役務費	5,986	
				13 委託料	26,247	
				14 使用料及び賃借料	7,466	
				16 工事請負費	315,381	
				18 備品購入費	7,481	
				計		
2 教育振興費	48,934	62,470	△ 13,536	11 備用費	4,967	中学校教材設備充実費
				14 使用料及び賃借料	893	
				18 備品購入費	24,725	
				20 扶助費	18,349	中学校就学援助費
				計		

16,050				16,050	◆一般職員費(学校管理費)	16,050
25,956				25,956	◆中学校管理運営費	25,956
417,452	国 96,110	使 1	111,731	◆中学校施設維持管理費	417,452	
		繰 35,000		中学校非構造部材改修費	313,604	
		借 10				
		債 174,600				
459,458	96,110		209,611	153,737		
29,692		繰 857	28,835	◆中学校教育教材整備費	29,692	
				義務教育教材整備費	14,192	
				図書整備費	6,600	
				中学校吹奏楽楽器整備費	10,000	
19,242	国 834		18,320	◆生徒就学援助費	17,381	
	県 88			◆中学校特別支援教育就学奨励費	1,861	
48,934	922		857	47,155		

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		事業名
				区 分	金 額	
3 学校施設費	497,610	11,477	486,133	13 委託料	28,867	中学校施設事業費
				15 工事請負費	467,516	
				18 備品購入費	1,227	
				計		
計	1,006,002	212,281	793,721			

金額	左の財源内訳			説明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 庫 支 出 金	そ の 他		
497,610	国 63,554	繰 178,000 借 98 債 236,800	19,158	◆中学校大規模改造費 497,610
				中学校大規模改造費 390,230
				草津中学校エレベーター設置費 107,380
497,610	63,554	414,898	19,158	
1,006,002	160,586	213,956	220,050	

(款) 10 教育費
(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	563,767	531,477	32,290	1 報酬	16,697	職員費
				2 給料	137,708	幼稚園施設事業費
				3 職員手当等	91,344	幼稚園運営費
				4 共済費	73,490	
				7 貸金	172,099	
				8 報償費	990	
				9 旅費	8,435	
				11 需用費	20,374	
				12 役務費	3,249	
				13 委託料	7,488	
				14 使用料及び賃借料	1,244	
				15 工事請負費	18,600	
				18 備品購入費	11,541	
				19 負担金補助及び交付金	518	
計						
2 教育振興費	98,555	91,259	7,296	14 使用料及び賃借料	1,667	
				19 負担金補助及び交付金	96,868	

273,777		使 46,133	227,644	◆一般職員費(幼稚園費) 273,777
24,130	国 2,680	繰 8,200	13,250	◆国舎整備費 24,130
				認定こども園開設準備費 24,130
265,860	国 30	分 163	254,507	◆公立幼稚園運営支援費 206,949
	県 30	使 11,089		◆公立幼稚園管理運営費 35,927
		借 41		◆幼稚園教育指導研修費 1,511
				◆幼稚園ステップアップ推進費 1,502
				◆特別支援教育推進費 6,280
				◆幼稚園保健推進費 9,253
				◆就労支援型預かり保育事業費 4,438
563,767	2,740	65,626	495,401	
98,555	国 22,445		76,110	◆幼稚園運営推進費 2,940
				私立幼稚園運営費補助金 2,940
				◆就園奨励給付・私立幼稚園保育料補助金 95,615
				就園奨励給付費 67,335

教育費

(款) 10 教育費
(項) 4 幼稚園費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		事業名
				区 分	金 額	
						計
計	662,322	622,736	39,586			

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 庫 支 出 金	そ の 他		
				私立幼稚園保育料補助金 26,593
98,555	22,445	0	76,110	
662,322	25,185	65,626	571,511	

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	216,273	162,196	64,077	1 報酬	2,414	職員費
				2 給料	32,316	社会教育推進費
				3 職員手当等	28,066	
				4 共済費	9,740	
				7 貸金	1,652	
				8 報償費	1,597	
				9 旅費	295	
				11 需用費	971	
				12 役務費	1,664	文化振興費
				13 委託料	135,526	
				14 使用料及び賃借料	704	
				19 負担金補助及び交付金	1,328	青少年教育費
2 社会同和教育費	15,954	35,887	△ 19,933	1 報酬	4,058	社会同和教育研究会等開催費
				4 共済費	639	
				8 報償費	3,020	社会同和教育推進費
				9 旅費	633	
				11 需用費	2,750	
				12 役務費	420	

69,553	県	4,742		64,811	◆一般職員費(社会教育総務費)	69,553
3,767	県	102		3,665	◆青少年教育推進費	923
					◆社会教育推進事業費	1,188
					◆学習ボランティア推進費	265
					◆家庭教育推進費	383
					◆社会教育委員設置費	960
					◆子ども読書活動推進費	48
7,176			使 144	7,006	◆市美術展覧会開催費	2,078
			諸 25		◆市民文化芸術活動支援事業費	4,650
1,256				1,256	◆俳句のまちづくり事業費	447
					◆成人式開催費	1,161
					◆青年国際交流事業費	95
134,522	県	40,000	使 15,840	78,313	◆クレアホール管理運営費	96,817
			諸 369		◆アマカホール管理運営費	37,075
					◆三ツ池計画予定地管理費	630
216,273		44,844	16,378	155,051		
795				795	◆女性集会開催費	371
					◆青年集会開催費	424
10,540			諸 601	9,939	◆同和教育推進協議会活動費	1,467
					◆社会同和教育推進者研修事業費	508
					◆同和問題市民講座開設費	348
					◆社会同和教育啓発費	1,643

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		事業名
				区 分	金 額	
				13 委託料	2,396	社会教育関係団体 活動促進費 教育文化振興費 計
				14 使用料及び 賃借料	760	
				18 備品購入費	240	
				19 負担金補助 及び交付金	1,038	
3 公民館費	2,816	2,792	24	8 報償費	1,602	講座開設費 計
				9 旅費	125	
				11 需用費	314	
				12 役務費	366	
				13 委託料	129	
				14 使用料及び 賃借料	280	
4 図書館費	253,439	199,422	54,017	1 報酬	24,360	職員費 管理運営費 計
				2 給料	38,208	
				3 職員手当等	29,240	
				4 共済費	18,479	
				7 賃金	24,916	
				8 報償費	670	
				9 旅費	2,454	
				11 需用費	21,994	
				12 役務費	4,720	
				13 委託料	20,008	
				14 使用料及び 賃借料	12,559	
				15 工事請負費	20,402	
				18 備品購入費	25,634	
				19 負担金補助 及び交付金	9,795	

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 庫 支 出 金	そ の 他		
640			640	◆社会団和教推進事務費 5,460 ◆各種研究会参加費 171 ◆人権・同和教育研究大会開催費 943 ◆社会教育関係団体活動費補助金 640
3,979	県	231	3,748	◆教育文化振興費 3,979
15,954		231	601	
2,816		諸	1,074	◆高齢者教室開設費 1,433 ◆まちづくり講座事業費 1,383
2,816		0	1,074	
78,738			78,738	◆一般職員費(図書館費) 78,738
174,701		使 諸	173,250	◆図書館施設管理費 34,091 ◆図書館運営費 83,541 図書館協働会運営費 161 図書館図書ICタグ導入費 12,721 ◆南草津図書館施設管理費 14,180 ◆南草津図書館運営費 42,628 図書館図書ICタグ導入費 859 ◆子ども読書活動推進費 261
			1,207	
			244	

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		事 業 名
				区 分	金 額	
						計
5 文化財保護費	251,574	210,711	40,863	1 報酬	13,718	職員費
				2 給料	45,056	文化財調査費
				3 職員手当等	36,614	
				4 共済費	17,357	関係関連施設調査費
				7 賃金	48,072	史跡草津宿本陣保存整備費
				8 報償費	739	
				9 旅費	1,244	史跡野路小野山遺跡保存整備費
				11 需用費	10,171	文化財保護推進費
				12 役務費	1,252	
				13 委託料	21,123	
				14 使用料及び賃借料	35,896	
				16 工事請負費	12,450	
				18 備品購入費	832	史跡草津宿本陣管理運営費
				19 負担金補助及び交付金	7,050	草津宿街道交流館運営費
						計
6 青少年対策費	26,324	26,336	△	12 1 報酬	16,076	青少年対策費
				4 共済費	2,465	
				8 報償費	1,256	
				9 旅費	574	
				11 需用費	1,506	
				12 役務費	382	
				13 委託料	2,327	
				14 使用料及び賃借料	695	
				16 負担金補助及び交付金	1,043	
						計

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 庫 支 出 金	そ の 他		
253,439	0	1,451	251,988	
-95,103		866	94,247	◆一般職員費（文化財保護費） 95,103
7,059	国 3,448		1,887	◆巡視文化財発掘調査費 6,896
	県 1,724			◆未指定文化財調査費 163
86,555		86,555		◆宅地開墾等関連遺跡発掘調査費 86,555
16,574	国 7,859		8,715	◆史跡草津宿本陣整備費 16,574
1,550			1,550	◆史跡野路小野山製鉄遺跡整備費 1,550
11,660		繰 2,855	7,801	◆文化財保護助成費 6,853
		債 1,004		◆文化財保護審議会運営費 127
				◆文化財保護推進費 3,375
				◆（仮称）歴史伝統館整備推進費 1,027
				◆文化財普及啓発費 276
20,595	県 44	使 3,217	16,421	◆史跡草津宿本陣管理費 20,595
		債 913		史跡草津宿本陣楽座館運営費 2,052
12,478		使 1,219	10,516	◆草津宿街道交流館運営費 12,478
		債 743		テーマ展開催費 829
251,574	13,075	97,362	141,137	
26,324	県 3,756	繰 760	21,808	◆青少年育成活動費 4,404
				◆青少年対策推進費 308
				◆少年センター管理運営費 21,612
26,324	3,756	760	21,808	

(款) 1.0 教育費
(項) 5 社会教育費

目	本年度額	前年度額	比較	節		事業名
				区分	金額	
計	766,380	637,344	129,036			

(款) 1.0 教育費
(項) 6 保健体育費

目	本年度額	前年度額	比較	区分	金額	事業名
1 保健体育総務費	419,552	393,713	25,839			
				1 報酬	22,761	職員費
				2 給料	26,117	スポーツ推進費
				3 職員手当等	31,273	
				4 共済費	8,134	
				7 貸金	1,652	
				8 租借費	2,768	
				9 旅費	980	
				11 需用費	5,627	市民スポーツ大会推進費
				12 役務費	1,436	
				13 委託料	30,595	
				14 使用料及び賃借料	658	
				15 工事請負費	26,125	
				18 備品購入費	668	
				19 負担金補助及び交付金	30,218	市民スポーツ団体活動支援費
				28 給出金	230,540	
						学校体育施設開放推進費
						学校体育推進費

金額	左の財源内訳			説明
	特定財源		一般財源	
	国庫支出金	その他		
766,380	61,906	117,626	586,848	

64,898			64,898	◆一般職員費(保健体育総務費)	64,898
10,944			10,944	◆スポーツ推進審議会運営費	302
				◆スポーツ推進委員活動推進費	5,630
				◆各種大会出場者激励金	1,012
				◆スポーツ振興計画推進事業費	4,000
				スポーツ振興計画(第2期)算定費	4,000
			6,712	◆市民体育大会開催費補助金	952
				◆県民体育大会等出場支援補助金	1,460
				◆駅伝競走大会開催費補助金	550
				◆チャレンジスポーツデー開催費補助金	3,000
				◆各種大会負担金	305
				◆各種大会補助金	445
			11,539	◆体育協会事業費補助金	9,429
				(社)草津市体育協会事業補助金	1,785
				(社)草津市体育協会運営補助金	7,644
				◆スポーツ少年団育成費	210
				◆総合型地域スポーツクラブ補助金	1,400
				◆各種スポーツ団体活動支援費	500
			25,425	◆学校体育施設開放推進費	30,299
				小学校グラウンド照明施設改修費	25,425
			6,900	◆中学校体育推進費	4,183

(級) 10 教育費
(項) 6 保健体育費

目	本年度額	前年度額	比較	節		事業名
				区分	金額	
						学校保健推進費
						学校安全推進費
						学校給食センター特別会計繰出金
						計
2 体育施設費	129,718	116,434	14,284	8 報償費	40	社会体育施設管理運営費
				11 備用費	551	
				12 役務費	41	
				13 委託料	81,073	
				14 使用料及び賃借料	6,491	
				15 工事請負費	31,602	
				18 備品購入費	9,910	
				19 負担金補助及び交付金	10	

金額	左の財源内訳			説明
	特定財源		一般財源	
	国庫支出金	その他		
				中学校体力向上プロジェクト事業費 1,575
				◆小学校体育推進費 2,717
				ジュニアスポーツフェスティバル KUSATSU開催費 1,753
				小学校体力向上プロジェクト事業費 860
43,530			43,530	◆校医等配置費 16,366
				◆児童・生徒等健康診断費 14,817
				◆就学時健康診断費 1,220
				◆学校環境衛生管理費 1,608
				◆学校保健推進事務費 6,908
				中学校スクールランチ運営費 5,328
14,190	県	846 分	4,657	◆学校保健推進養護教諭配置費 2,611
			8,687	◆日本スポーツ振興センター負担金 10,281
				◆通学路対策費 2,023
				◆地域ぐるみの学校安全推進費 599
				◆児童・生徒安全対策費 806
				◆学校災害賠償補償保険料 481
230,540			230,540	◆学校給食センター特別会計繰出金 230,540
419,552		846	9,531	409,175
129,718			使 349	◆社会体育施設管理運営費 129,718
			諸 20,865	三ツ池運動公園防球ネット整備費 31,602

(款) 10 教育費
(項) 6 保健体育費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		事業名
				区 分	金 額	
						計
計	549,270	609,147	40,123			

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 庫 支 出 金	そ の 他		
129,718	0	21,214	108,504	
549,270	846	30,745	517,679	

議第2号

平成27年度草津市学校給食センター特別会計予算に対する意見を市長に申し出る
につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年2月25日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

平成27年度草津市学校給食センター特別会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

平成27年度草津市学校給食センター特別会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

平成27年度当初予算

学校給食センター特別会計予算

(単位：千円)

3 歳 出

(款) 1 教育費

(項) 1 保健体育費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		事業名
				区 分	金 額	
1 学校給食センター運営費	579,400	581,400	△ 2,000	1 報酬	25,671	職員費 管理運営費
				2 給料	9,460	
				3 職員手当等	6,394	
				4 共済費	3,427	
				7 貸金	1,956	
				8 報償費	247	
				9 旅費	148	
				11 需用費	414,259	
				12 役務費	4,280	
				13 委託料	112,347	
				14 使用料及び賃借料	752	
				18 備品購入費	454	
				19 負担金補助及び交付金	4	
				27 公課費	1	
計	579,400	581,400	△ 2,000			計

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 庫 支 出 金	そ の 他		
18,678			18,678	◆一般職員費（給セ・学校給食センター運営費） 18,678
560,722		諸 348,785	211,937	◆学校給食材料購入費 348,194 ◆給食センター管理運営費 212,528
579,400	0	348,785	230,615	
579,400	0	348,785	230,615	

議第3号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るに
つき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年2月25日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

草津市市政功 労者表彰選考 委員会	市政振興に寄与した、または市民の模範と認められる行為があったものうちから表彰する市政功労者表彰および市制周年記念式典において表彰する場合における周年記念功労者表彰の審査に関する事務	10人 以内
-------------------------	--	-----------

」を

草津市市政功 労者表彰選考 委員会	市政振興に寄与した、または市民の模範と認められる行為があったものうちから表彰する市政功労者表彰および市制周年記念式典において表彰する場合における周年記念功労者表彰の審査に関する事務	10人 以内
草津市まち・ひ と・しごと創生 総合戦略審議 会	まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に定める市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略等の策定および推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	10人 以内

」に、

草津市入札監 視委員会	入札および契約における手続および内容についての審議ならびに公募型指名競争入札の非指名に対する再苦情の申立ておよび草津市建設工事等の指名停止等に関する基準に規定する再苦情の申立てに対しての審査に関する事務	5人 以内
----------------	---	----------

」を、

草津市入札監 視委員会	入札および契約における手続および内容についての審議ならびに公募型指名競争入札の非指名に対する再苦情の申立ておよび草津市建設工事等の指名停止等に関する基準に規定する再苦情の申立てに対しての審査に関する事務	5人 以内
草津市いじめ 再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項に規定する同法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査に関する事務	5人 以内

」に、

草津市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）および児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策の推進に関し必要な措置についての調査審議に関する事務	2.0人以内
--------------	---	--------

」を

草津市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）および児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策の推進に関し必要な措置についての調査審議に関する事務	2.0人以内
草津市立認定こども園園名等選定委員会	認定こども園の園名、園章および園歌の選定についての審査に関する事務	1.0人以内

」に、

草津市住宅マスタープラン等策定委員会	住宅に関する基本的な方針である草津市住宅マスタープランおよび市営住宅の効率的かつ円滑な修繕、建替え等を実現するための草津市市営住宅長寿命化計画の策定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	1.0人以内
--------------------	---	--------

」を

草津市住宅マスタープラン等策定委員会	住宅に関する基本的な方針である草津市住宅マスタープランおよび市営住宅の効率的かつ円滑な修繕、建替え等を実現するための草津市市営住宅長寿命化計画の策定に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	1.0人以内
草津市改良住宅譲渡審議会	改良住宅の譲渡に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	1.5人以内

」に改め、

同表草津市立クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会の項を削り、

同表に次のように加える。

草津市草津川 跡地活用事業 者選定委員会	草津川跡地活用に係る候補事業者の選定に ついての審査に関する事務および選定に係 る基準等の調査審議に関する事務	8人 以 内
----------------------------	---	--------------

別表第2中「

草津市障害児 就学指導委員 会	障害児の適切な就学を図るための施策に関 し必要な事項についての調査審議に関する 事務および障害児の保護者との相談に関す る事務	30人 以 内
-----------------------	--	---------------

」を

草津市障害児 就学指導委員 会	障害児の適切な就学を図るための施策に関 し必要な事項についての調査審議に関する 事務および障害児の保護者との相談に関す る事務	30人 以 内
草津市立学校 いじめ問題調 査委員会	草津市いじめ防止基本方針に基づくいじめ の防止等のための施策の推進およびいじめ 防止対策推進法第28条第1項に規定する 重大事態についての調査に関する事務	5人 以 内

」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1草津市立クリーンセンター
更新整備総合評価技術審査会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

草津市附属機関設置条例の一部改正

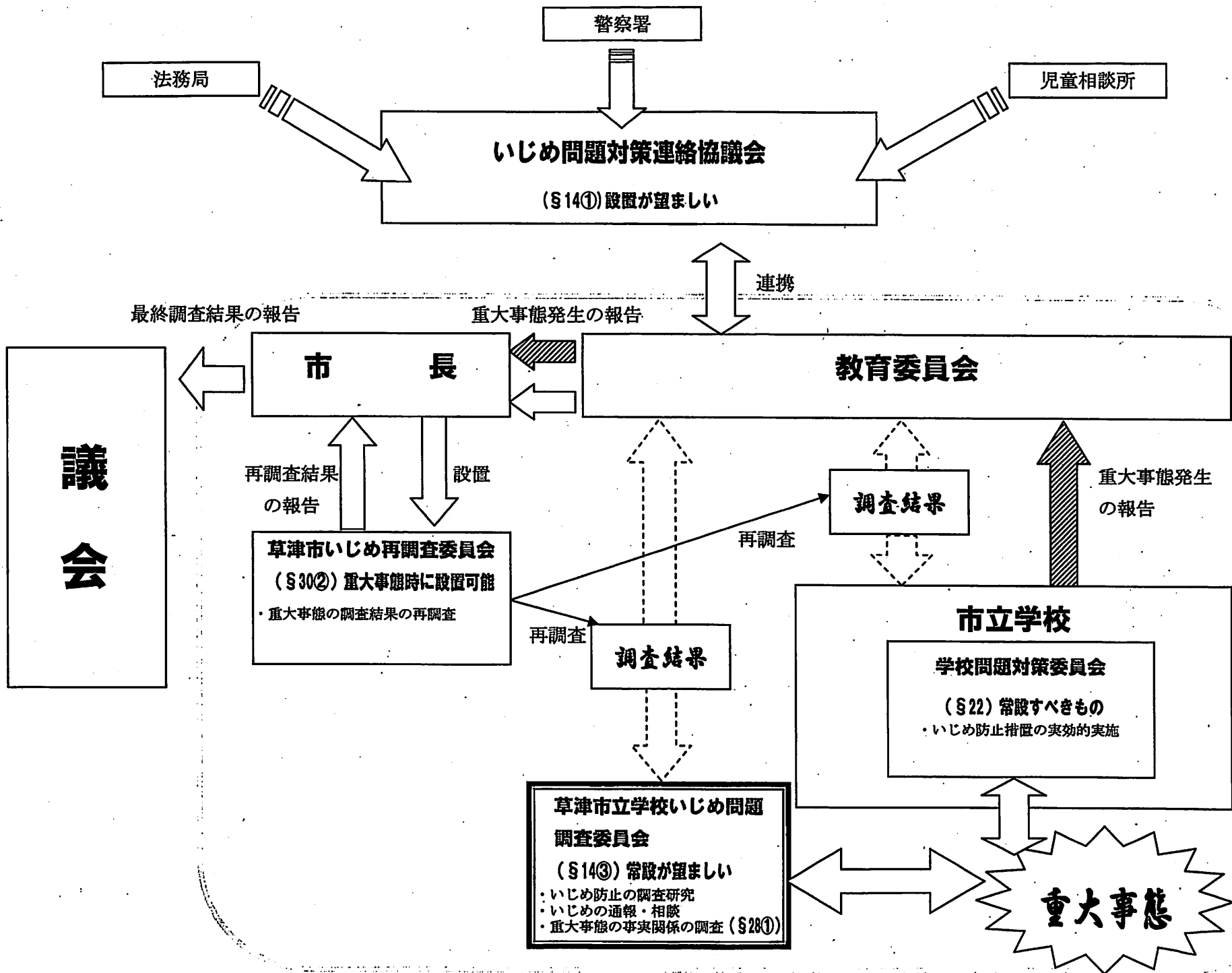
新旧対照表

新 条 例 (案)			旧 条 例		
第1条～第4条 (略)			第1条～第4条 (略)		
別表第1 (第2条第1項、第3条第1項関係)			別表第1 (第2条第1項、第3条第1項関係)		
名称	担当事務	定数	名称	担当事務	定数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
草津市入札監視委員会	入札および契約における手続および内容についての審議ならびに公募型指名競争入札の非指名に対する再苦情の申立ておよび草津市建設工事等の指名停止等に関する基準に規定する再苦情の申立てに対するの審査に関する事務	5人以内	草津市入札監視委員会	入札および契約における手続および内容についての審議ならびに公募型指名競争入札の非指名に対する再苦情の申立ておよび草津市建設工事等の指名停止等に関する基準に規定する再苦情の申立てに対するの審査に関する事務	5人以内
草津市いじめ再調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項に規定する同法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査に関する事務	5人以内	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2 (第2条第2項、第3条第1項関係)			別表第2 (第2条第2項、第3条第1項関係)		
名称	担当事務	定数	名称	担当事務	定数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
草津市障害児就学指導委員会	障害児の適切な就学を図るための施策に関し必要な事項についての調査審議に関する事務および障害児の保護者との相談に関する事務	30人以内	草津市障害児就学指導委員会	障害児の適切な就学を図るための施策に関し必要な事項についての調査審議に関する事務および障害児の保護者との相談に関する事務	30人以内
草津市立学校いじめ問題調査委員会	草津市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための施策の推進およびいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態についての調査に関する事務	5人以内	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

草津市附属機関設置条例の一部改正

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<p>別表第3 (略) <u>付 則</u> <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1草津市立クリーンセンター更新整備総合評価技術審査会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>別表第3 (略)</p>



議第4号

草津市行政手続条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき
議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年2月25日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市行政手続条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき
議決を求めることについて

草津市行政手続条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地
方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に
基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市行政手続条例の一部を改正する条例

草津市行政手続条例（平成8年草津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 届出（第36条） 「第5章 処分等の求め（第36条）
第6章 補則（第37条）」を 第6章 届出（第37条）
第7章 補則（第38条） 」に改める。

第1条第1項中「第38条」を「第46条」に改める。

第2条第2号中「平成11年滋賀県条例第48号」を「平成18年滋賀県条例第71号」に改め、「滋賀県の条例」の右に「（第34条ならびに第36条第1項および第2項において単に「滋賀県の条例」という。）」を加え、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条第1項中「第4章」を「第5章」に改め、同項第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第8号中「かかわる」を「関わる」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第12条、第13条第1項および第2項、第14条第1項および第3項、第21条第3項ならびに第27条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第28条中「当該不利益処分がされた場合」を「当該不利益処分がされた場合に」に改める。

第31条中「この条」の右に「および次条第2項」を加える。

第32条第3項第2号中「含む。」の右に「または電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第34条を次のように改める。

（行政指導の中止等の求め）

第34条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律、市の条例

または滋賀県の条例に置かれているものに限る。第36条第1項において同じ。)の相手方は、当該行政指導が当該法律、市の条例または滋賀県の条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律、市の条例または滋賀県の条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律、市の条例または滋賀県の条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第6章中第37条を第38条とし、同章を第7章とする。

第5章中第36条の見出しを削り、同条を第37条とし、同章を第6章とする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分(その根拠となる規定が市の条例または滋賀県の条例に置かれているものに限る。)または行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁または当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分または行政指導の内容
- (4) 当該処分の根拠となる市の条例もしくは滋賀県の条例または当該行政指導の根拠となる

法律、市の条例もしくは滋賀県の条例の条項

- (5) 当該処分または行政指導がされるべきであると思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁または市の機関は、第1項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(草津市税条例の一部改正)

- 2 草津市税条例(昭和45年草津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第22条の2第2項中「第32条第3項」を「第32条第4項」に、「第32条第2項」を「第32条第3項」に改める。

草津市行政手続条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第3条)</p> <p>第2章 申請に対する処分 (第4条—第10条)</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p> 第1節 通則 (第11条—第13条)</p> <p> 第2節 聴聞 (第14条—第25条)</p> <p> 第3節 弁明の機会の付与 (第26条—第28条)</p> <p>第4章 行政指導 (第29条—第35条)</p> <p>第5章 <u>処分等の求め (第36条)</u></p> <p>第6章 <u>届出 (第37条)</u></p> <p>第7章 <u>補則 (第38条)</u></p> <p>付則</p> <p>(目的等)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号) <u>第46条</u>の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導および届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例等 市の条例および市の執行機関の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程および地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)ならびに滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年滋賀県条例第41号)および滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)により市が処理することとされた事務について規定する滋賀県の条例</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第3条)</p> <p>第2章 申請に対する処分 (第4条—第10条)</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p> 第1節 通則 (第11条—第13条)</p> <p> 第2節 聴聞 (第14条—第25条)</p> <p> 第3節 弁明の機会の付与 (第26条—第28条)</p> <p>第4章 行政指導 (第29条—第35条)</p> <p>第5章 <u>届出 (第36条)</u></p> <p>第6章 <u>補則 (第37条)</u></p> <p>付則</p> <p>(目的等)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号) <u>第38条</u>の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導および届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例等 市の条例および市の執行機関の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程および地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)ならびに滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年滋賀県条例第41号)および滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年滋賀県条例第48号)により市が処理することとされた事務について規定する滋賀県の条例</p>

草津市行政手続条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<p>(第34条ならびに第36条第1項および第2項において単に「滋賀県の条例」という。) および滋賀県の執行機関の規則をいう。</p>	<p>および滋賀県の執行機関の規則をいう。</p>
<p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、またはその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア (略) イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分 ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ (略)</p>	<p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、またはその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア (略) イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分 ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ (略)</p>
<p>(6)～(8) (略) (適用除外)</p>	<p>(6)～(8) (略) (適用除外)</p>
<p>第3条 次に掲げる処分および行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。</p>	<p>第3条 次に掲げる処分および行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p>
<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名宛人とするものに限る。)および行政指導</p> <p>(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、または発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接与えられた職員によってされる処分および行政指導</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名あて人とするものに限る。)および行政指導</p> <p>(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、または発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接与えられた職員によってされる処分および行政指導</p>
<p>(9)～(10) (略)</p>	<p>(9)～(10) (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 国の機関または地方公共団体もしくはその機関に対する処分(これらの機関または団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。)および行政指導ならびにこれらの機関または団体がする届出(これらの機関または団体がその固有の資格においてすべ</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 国の機関または地方公共団体もしくはその機関に対する処分(これらの機関または団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。)および行政指導ならびにこれらの機関または団体がする届出(これらの機関または団体がその固有の資格においてすべ</p>

草津市行政手続条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<p>きこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>第4条～第11条 (略)</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第12条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名宛人</u>の資格または地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名宛人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名宛人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名宛人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p>	<p>べきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>第4条～第11条 (略)</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第12条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名あて人</u>の資格または地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名あて人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名あて人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名あて人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p>

草津市行政手続条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<p>第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>	<p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>
<p>第15条～第20条 (略)</p>	<p>第15条～第20条 (略)</p>
<p>(続行期日の指定)</p>	<p>(続行期日の指定)</p>
<p>第21条 (略)</p>	<p>第21条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者または参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者または参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者または参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者または参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者または参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者または参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。</p>
<p>第22条～第26条 (略)</p>	<p>第22条～第26条 (略)</p>
<p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p>	<p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p>
<p>第27条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第27条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

草津市行政手続条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第28条 第14条第3項、第15条ならびに第17条第1項および第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条第1項」と、「同項第3号および第4号」とあるのは「同項第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、「同条第3項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第3項後段」と、第17条第1項中「<u>当事者および当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条および第23条第3項において「当事者等」という。)</u>」とあるのは「第27条第1項の通知を受けた者(第28条において準用する第14条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。)」と、「聴聞が終結する時」とあるのは「弁明書の提出期限」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第28条において準用する第17条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第29条～第30条 (略)</p> <p>(許認可等の権限に関連する行政指導)</p> <p>第31条 許認可等(法令等に基づくものを含む。以下この条および次条第2項において同じ。)をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合または行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第32条 (略)</p> <p><u>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</u></p> <p>(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項</p>	<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第28条 第14条第3項、第15条ならびに第17条第1項および第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条第1項」と、「同項第3号および第4号」とあるのは「同項第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、「同条第3項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第3項後段」と、第17条第1項中「<u>当事者および当該不利益処分がされた場合自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条および第23条第3項において「当事者等」という。)</u>」とあるのは「第27条第1項の通知を受けた者(第28条において準用する第14条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。)」と、「聴聞が終結する時」とあるのは「弁明書の提出期限」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第28条において準用する第17条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第29条～第30条 (略)</p> <p>(許認可等の権限に関連する行政指導)</p> <p>第31条 許認可等(法令等に基づくものを含む。以下この条において同じ。)をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合または行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第32条 (略)</p>

草津市行政手続条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<p>(2) <u>前号の条項に規定する要件</u></p> <p>(3) <u>当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</u></p> <p>3 <u>行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</u> (1) <u>相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの</u> (2) <u>既に文書(前項の書面を含む。)または電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</u></p> <p>第33条 (略) <u>(行政指導の中止等の求め)</u></p> <p>第34条 <u>法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律、市の条例または滋賀県の条例に置かれているものに限る。第36条第1項において同じ。)の相手方は、当該行政指導が当該法律、市の条例または滋賀県の条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u> (1) <u>申出をする者の氏名または名称および住所または居所</u> (2) <u>当該行政指導の内容</u> (3) <u>当該行政指導がその根拠とする法律、市の条例または滋賀県の条例の条項</u> (4) <u>前号の条項に規定する要件</u></p>	<p>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。 (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの (2) 既に文書(前項の書面を含む。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p> <p>第33条 (略) <u>(苦情の申出)</u></p> <p>第34条 <u>行政指導の相手方は、当該行政指導に関し苦情があるときは、当該行政指導をした市の機関に対し、当該行政指導の内容および申出の理由を記載した文書を提出して、苦情の申出をすることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の申出を受けた市の機関は、当該申出について迅速に対応しなければならない。当該申出に理由があると認めるときは、速やかに行政指導の是正その他の適切な措置を講ずるものとする。</u></p>

草津市行政手続条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<p><u>(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由</u></p> <p><u>(6) その他参考となる事項</u></p> <p><u>3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律、市の条例または滋賀県の条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。</u></p> <p><u>第35条 (略)</u></p> <p><u>第5章 処分等の求め</u></p> <p><u>第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分(その根拠となる規定が市の条例または滋賀県の条例に置かれているものに限る。)または行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁または当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができる。</u></p> <p><u>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所</u></p> <p><u>(2) 法令に違反する事実の内容</u></p> <p><u>(3) 当該処分または行政指導の内容</u></p> <p><u>(4) 当該処分の根拠となる市の条例もしくは滋賀県の条例または当該行政指導の根拠となる法律、市の条例もしくは滋賀県の条例の条項</u></p> <p><u>(5) 当該処分または行政指導がされるべきであると思料する理由</u></p> <p><u>(6) その他参考となる事項</u></p> <p><u>3 当該行政庁または市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならない。</u></p> <p><u>第6章 届出</u></p> <p><u>第37条 (略)</u></p> <p><u>第7章 補則</u></p>	<p>第35条 (略)</p> <p>第5章 届出 (届出)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>第6章 補則</p>

草津市行政手続条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<p>第38条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>(草津市税条例の一部改正)</p> <p>2 草津市税条例(昭和45年草津市条例第9号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第22条の2第2項中「第32条第3項」を「第32条第4項」に、「第32条第2項」を「第32条第3項」に改める。</p>	<p>第37条 (略)</p>

草津市行政手続条例等の一部を改正する条例
草津市税条例の一部改正（付則第2項関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<p>第1条～第22条 (略) (行政手続条例の適用除外)</p> <p>第22条の2 (略)</p> <p>2 草津市行政手続条例第3条または第32条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、または納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第32条第3項および第33条の規定は、適用しない。</p> <p>第23条～第155条 (略)</p>	<p>第1条～第22条 (略) (行政手続条例の適用除外)</p> <p>第22条の2 (略)</p> <p>2 草津市行政手続条例第3条または第32条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、または納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第32条第2項および第33条の規定は、適用しない。</p> <p>第23条～第155条 (略)</p>

議第5号

草津市職員定数条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年2月25日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市職員定数条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市職員定数条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市職員定数条例等の一部を改正する条例

(草津市職員定数条例の一部改正)

第1条 草津市職員定数条例(昭和29年草津市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長、」を削る。

(草津市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 草津市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和31年草津市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中「

教育委員会委員長	月額 55,500円	草津市職員等の旅費に関する条例(昭和54年草津市条例第31号)による市長等の旅費の相当額
教育委員会委員	月額 40,200円	
選挙管理委員会委員長	月額 36,800円	
選挙管理委員会委員	月額 29,900円	
補充員で臨時に充てられた選挙管理委員会委員	日額 6,500円	
公平委員会委員	日額 6,500円	
議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 46,100円	
農業委員会会長	月額 46,100円	
農業委員会副会長	月額 40,200円	
農業委員会部会長	月額 40,200円	
農業委員会委員	月額 36,800円	
固定資産評価審査委員会委員	日額 6,500円	

」を

教育委員会委員	月額 40,200円	草津市職員等の旅費に関する条例(昭和54年草津市条例第31号)による市長等の旅費の相当額
選挙管理委員会委員長	月額 36,800円	
選挙管理委員会委員	月額 29,900円	
補充員で臨時に充てられた選挙管理委員会委員	日額 6,500円	
公平委員会委員	日額 6,500円	
議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 46,100円	
農業委員会会長	月額 46,100円	
農業委員会副会長	月額 40,200円	
農業委員会部会長	月額 40,200円	
農業委員会委員	月額 36,800円	
固定資産評価審査委員会委員	日額 6,500円	

」に改める。

(草津市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 草津市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年草津市条例第14号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例

第1条中「教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項」に、「勤務時間その他の勤務条件に関し、」を「および旅費について」に改める。

第5条中「他の一般職」を「一般職」に改める。

第6条を削る。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

草津市職員定数条例等の一部を改正する条例
 草津市職員定数条例の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、議会、市長、公営企業、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会および農業委員会の各機関に常時勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項の規定により臨時的に任用される者、同法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている者、同法第28条第2項の規定による休職中の者、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体に派遣された者、草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年草津市条例第18号）第2条第1項の規定に基づき派遣された者および地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業をしている者を除く。）をいう。</p> <p>第2条～第4条（略）</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、議会、市長、公営企業、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会および農業委員会の各機関に常時勤務する一般職の職員（<u>教育長</u>、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項の規定により臨時的に任用される者、同法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている者、同法第28条第2項の規定による休職中の者、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体に派遣された者、草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年草津市条例第18号）第2条第1項の規定に基づき派遣された者および地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業をしている者を除く。）をいう。</p> <p>第2条～第4条（略）</p>

草津市職員定数条例等の一部を改正する条例

草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正（第2条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)			旧 条 例				
第1条～第3条 (略) 別表 (第1条第1項、第2条第2項関係)			第1条～第3条 (略) 別表 (第1条第1項、第2条第2項関係)				
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額		
教育委員会委員	月額 40,200円	草津市職員等の旅費に関する条例(昭和54年草津市条例第31号)による市長等の旅費の相当額	教育委員会委員長	月額 55,500円	草津市職員等の旅費に関する条例(昭和54年草津市条例第31号)による市長等の旅費の相当額		
選挙管理委員会委員長	月額 36,800円		教育委員会委員	月額 40,200円			
選挙管理委員会委員	月額 29,900円		選挙管理委員会委員長	月額 36,800円			
補充員で臨時に充てられた選挙管理委員会委員	日額 6,500円		選挙管理委員会委員	月額 29,900円			
公平委員会委員	日額 6,500円		補充員で臨時に充てられた選挙管理委員会委員	日額 6,500円			
議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 46,100円		公平委員会委員	日額 6,500円			
農業委員会会長	月額 46,100円		議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 46,100円			
農業委員会副会長	月額 40,200円		農業委員会会長	月額 46,100円			
農業委員会部会長	月額 40,200円		農業委員会副会長	月額 40,200円			
農業委員会委員	月額 36,800円		農業委員会部会長	月額 40,200円			
固定資産評価審査委員会委員	日額 6,500円		農業委員会委員	月額 36,800円			
(略)	(略)		(略)	固定資産評価審査委員会委員		日額 6,500円	(略)
				(略)		(略)	(略)

草津市職員定数条例等の一部を改正する条例

草津市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（第3条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<p><u>草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、教育長の給与および旅費について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条～第4条 (略) (給与の支給方法)</p> <p>第5条 教育長の給料その他の給与の支給方法については、<u>一般職の職員の例による。</u></p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>草津市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条～第4条 (略) (給与の支給方法)</p> <p>第5条 教育長の給料その他の給与の支給方法については、<u>他の一般職の職員の例による。</u> <u>(勤務時間その他の勤務条件)</u></p> <p>第6条 <u>教育長の勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職の職員の例による。</u></p>

議第6号

草津市長および副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年2月25日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市長および副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市長および副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市長および副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

(草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 草津市長および副市長の給与等に関する条例(昭和43年草津市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中「945,000円」を「926,000円」に、「795,000円」を「779,000円」に改める。

(草津市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 草津市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年草津市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「735,000円」を「720,000円」に改める。

(草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例(昭和40年草津市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「538,000円」を「527,000円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き市長、副市長または常勤監査委員である者で、当該職員として受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、施行日を含む任期に係る期間の末日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

草津市長および副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

草津市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（第2条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<p>第1条～第2条 (略) (給与の額) 第3条 教育長の給料は、月額720,000円とする。 2～3 (略) 第4条～第6条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略) (給与の額) 第3条 教育長の給料は、月額735,000円とする。 2～3 (略) 第4条～第6条 (略)</p>

議第7号

草津市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年2月25日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議第8号

草津市いじめ問題対策連絡協議会設置条例案に対する意見を市長に申し出るにつき
議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年2月25日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市いじめ問題対策連絡協議会設置条例案に対する意見を市長に申し出る
につき議決を求めることについて

草津市いじめ問題対策連絡協議会設置条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地
方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に
基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市いじめ問題対策連絡協議会設置条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。次条において「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、草津市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第14条第1項のいじめの防止等に関係する機関および団体の連携を図るため必要な事項を協議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者で構成し、第3号から第9号までに掲げる者については、これらの者のうちから市長が指名する。

- (1) 市長
- (2) 教育長
- (3) 草津警察署の職員
- (4) 市立学校の校長
- (5) 滋賀県子ども家庭相談センターの職員
- (6) 市の職員
- (7) 関係行政機関の長またはその指名する職員
- (8) 学識経験を有する者
- (9) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、教育長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会の会議において協議が調った事項については、委員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(関係者の出席等)

第6条 会長が必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

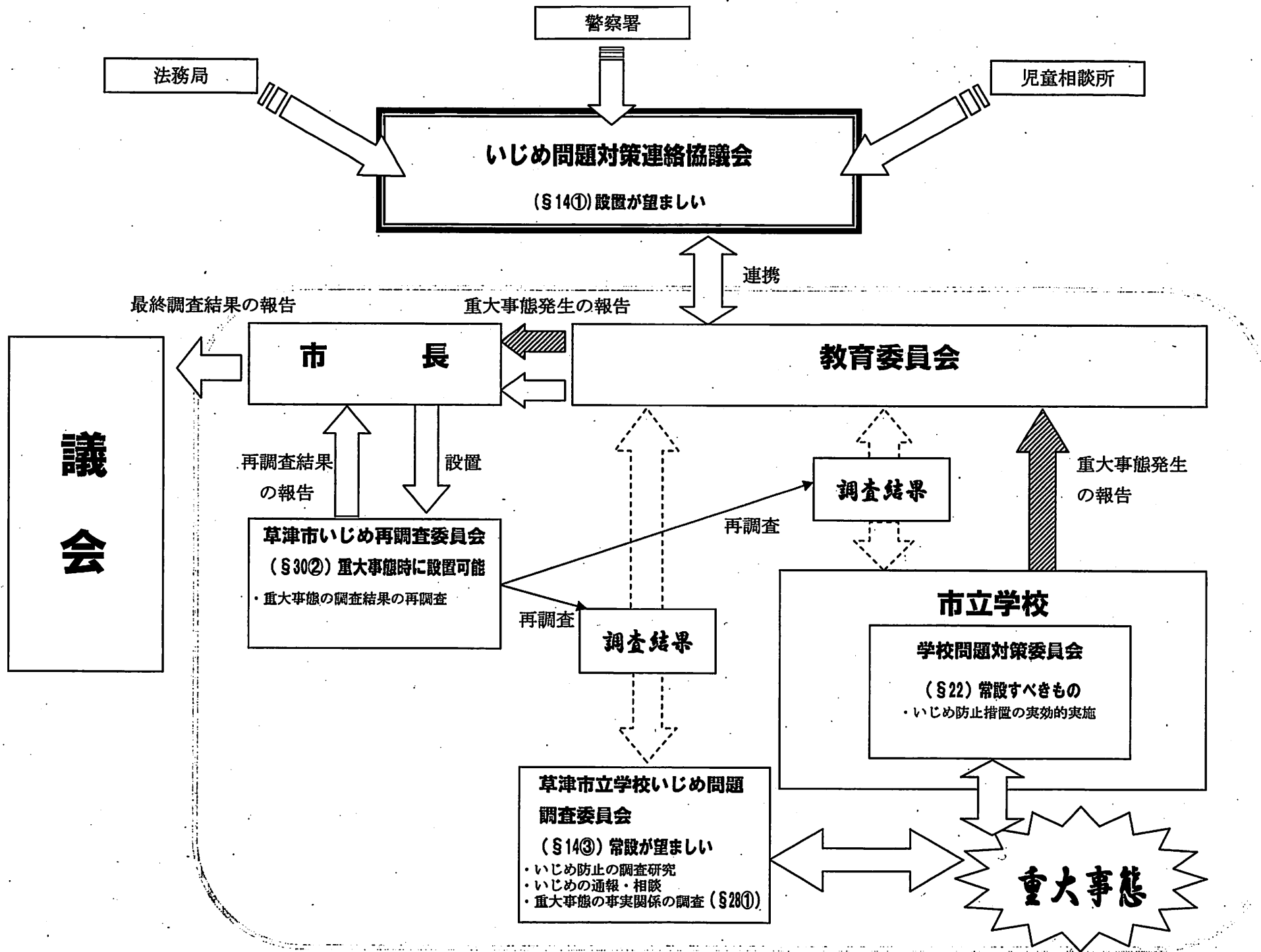
第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



議第9号

平成26年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を
求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年2月25日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

平成26年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき
議決を求めることについて

平成26年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、
本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

平成26年度一般会計補正予算

概要書

平成27年2月25日開催 教育委員会資料

平成26年度草津市補正予算

(一般会計)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳		説明
教育総務課	教育総務費	教育指導費	教育情報化推進費 学校ICT推進費	0	40,680	国 —	8,123 32,557	【繰越明許費】 ICT支援員配置費(7名・11か月) 限度額 40,680 40,700
	小学校費	学校管理費	小学校施設維持管理費 小学校施設維持管理費	284,093	0	—	0	【繰越明許費】 小学校体育館非構造部材改修工事実施設計 9,833 草津小学校校舎棟非構造部材改修工事実施設計 1,334 限度額 11,200
	小学校費	学校建設費	小学校建設事業費 小学校大規模改造費	11,204	△ 2,428	—	△ 2,428	執行残
			小学校建設事業費 小学校校舎等整備費	16,791	△ 4,629	—	△ 4,629	執行残
	中学校費	学校管理費	中学校施設維持管理費 中学校施設維持管理費	94,613	0	—	0	【繰越明許費】 中学校体育館非構造部材改修工事実施設計 8,359 限度額 8,400

平成26年度草津市補正予算

(一般会計)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳		説明
教育総務課	中学校費	学校管理費	中学校建設事業費 中学校大規模改造費	18,844	△ 2,644	—	△2,644	執行残
教育施設整備室	小学校費	学校建設費	小学校建設事業費 小学校校舎等整備費	1,095,275	△222,122	—	△222,122	執行残
生涯学習課	社会教育費	社会教育総務費	文化施設管理費 アミカホール管理運営費	45,935	△ 6,489	—	△6,489	執行残
スポーツ保健課	保健体育費	保健体育総務費	学校体育施設開放推進費 学校体育施設開放推進費	4,436	△ 3,939	—	△3,939	執行残
			学校保健推進費 児童・生徒等健康診断費	13,606	△ 1,755	—	△1,755	執行残

平成26年度草津市補正予算

(一般会計)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳		説明
文化財保護課	社会教育費	文化財保護費	開発関連遺跡調査費 宅地開発等関連遺跡発掘調査費	66,931	△ 34,537	諸	△34,537	執行残
			史跡草津宿本陣保存整備費 史跡草津宿本陣整備費	5,133	△ 590	—	△590	執行残
			文化財保護推進費 文化財保護推進費	5,085	△ 568	諸	△568	執行残
学校教育課	教育総務費	教育指導費	教育研究活動推進費 教育研究推進費	1,752	△ 252	国	△252	執行残
			生徒指導推進費 学校支援対策推進費	2,341	△ 666	県 —	△922 256	執行残および財源更正(自治振興交付金総額の縮小に伴う)

平成26年度草津市補正予算

(一般会計)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳		説明	
学校教育課	教育総務費	教育指導費	体験学習推進費 体験実践活動推進費	3,165	△ 338	県	△603	執行残および財源更正(自治振興交付金総額の縮小に伴う)	
					—	65			
			管理運営指導費 特別支援教育推進費	18,247	△ 3,530	—	△3,530		執行残
			学力向上推進費 学力向上重点事業推進費	29,250	△ 75	国	△25		執行残
		—	△50						
		学力向上推進費 学びの教室開催費	3,052	△ 200	県	△42	執行残		
				—	△158				

平成26年度草津市補正予算

(一般会計)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳		説明
学校教育課	教育総務費	教育指導費	学力向上推進費 小学校少人数学級編制費	21,278	△ 17,000	—	△17,000	執行残
			学力向上推進費 学校すこやかサポート支援員配置費	56,809	△ 800	—	△800	執行残
			学事管理運営費 学事管理事務費	12,214	△ 3,100	—	△3,100	執行残
			学事管理運営費 児童通学支援費	2,980	△ 570	—	△570	執行残